

沿岸漁業改善資金助成法の施行について

〔昭和 54 年 4 月 27 日付け 54 水研第 613 号〕
都道府県知事あて 農林水産事務次官

改正	昭和 55 年 4 月 25 日付け	55 水研第 785 号
改正	昭和 59 年 8 月 31 日付け	59 水研第 1114 号
改正	昭和 60 年 8 月 16 日付け	60 水研第 1045 号
改正	昭和 61 年 7 月 25 日付け	61 水研第 708 号
改正	昭和 62 年 8 月 10 日付け	62 水研第 864 号
改正	昭和 63 年 9 月 14 日付け	63 水研第 99 号
改正	平成元年 9 月 28 日付け	元水研第 810 号
改正	平成 2 年 6 月 8 日付け	2 水研第 302 号
改正	平成 3 年 4 月 22 日付け	3 水研第 201 号
改正	平成 4 年 7 月 1 日付け	4 水研第 503 号
改正	平成 4 年 9 月 30 日付け	4 水研第 690 号
改正	平成 5 年 6 月 25 日付け	5 水研第 612 号
改正	平成 6 年 10 月 26 日付け	6 水研第 769 号
改正	平成 7 年 5 月 29 日付け	7 水研第 410 号
改正	平成 8 年 5 月 13 日付け	8 水研第 123 号
改正	平成 10 年 4 月 8 日付け	10 水推第 382 号
改正	平成 11 年 5 月 21 日付け	11 水推第 1053 号
改正	平成 12 年 5 月 17 日付け	12 水推第 925 号
改正	平成 13 年 7 月 23 日付け	13 水推第 630 号
改正	平成 14 年 12 月 25 日付け	14 水推第 1062 号
改正	平成 16 年 5 月 26 日付け	16 水推第 333 号
改正	平成 17 年 4 月 1 日付け	16 水推第 1030 号
改正	平成 17 年 12 月 20 日付け	17 水推第 829 号
改正	平成 20 年 10 月 8 日付け	20 水推第 676 号
改正	平成 20 年 10 月 24 日付け	20 水推第 710 号
改正	平成 21 年 2 月 6 日付け	20 水推第 928 号
改正	平成 21 年 11 月 12 日付け	21 水推第 877 号
改正	平成 23 年 3 月 14 日付け	22 水推第 1113 号
改正	平成 23 年 3 月 31 日付け	22 水推第 1149 号
改正	平成 23 年 5 月 2 日付け	23 水推第 107 号
改正	平成 24 年 8 月 30 日付け	24 水推第 667 号
改正	平成 28 年 3 月 16 日付け	27 水推第 1236 号
改正	平成 29 年 3 月 17 日付け	28 水推第 1280 号
改正	平成 30 年 3 月 16 日付け	29 水推第 1206 号
改正	平成 31 年 3 月 29 日付け	30 水推第 1343 号
改正	令和 2 年 3 月 30 日付け	元水推第 1324 号
改正	令和 3 年 3 月 25 日付け	3 水推第 1570 号
改正	令和 4 年 3 月 8 日付け	3 水推第 1463 号
改正	令和 4 年 3 月 30 日付け	3 水推第 1543 号

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 37 号）が第 126 回国会において成立し、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が改正されたことに伴い、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和 54 年政令第 124 号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号）についても所要の改正が行われた。

今回の改正は、我が国周辺水域の漁業資源及び漁場環境の悪化、沿岸漁業就業者の減少及び高齢化の進行等最近の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応するため、沿岸漁業従事者等が自主的に合理的な漁業生産方式を導入することを促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長すること等を目的としたものであり、この法律に基づく制度の運用については、下記事項に留意の上、その適切かつ円滑な運営に御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

記

第 1 趣旨

1 沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。）制定の趣旨は、次のとおりである。

（1）我が国漁業は、国際的な漁業規制の強化に伴い、諸外国による種々の制約を受ける一方で、我が国周辺水域における水産資源の状態が総じて悪化傾向にある。

このような状況の下で、我が国周辺水域を有効に利用し、とりわけ国民が直接食卓の用に供することが多い魚介類の供給源である沿岸漁業の振興を図ることが一層重大な課題となってきた。

しかしながら、我が国沿岸漁業の現況をみると、家族経営を中心とする小規模多数の経営体により担われているため、自力による新しい生産技術や生産方式の導入等が困難であること、海上作業には危険も多いこと、漁家の生活環境は、都市等に比べ著しく立ち遅れている状況にあること、将来の生産の担い手である青年漁業者等の確保が困難となってきたこと等、厳しい状況にある。また、これらのことが、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る上で大きな制約条件となっている。

（2）この法律は、このような沿岸漁業の経営の状況等に対処し、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営の改善等を行うことを積極的に助長するための奨励措置を講ずることとして沿岸漁業従事者等により近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全確保のための施設等の導入、漁家生活改善のための合理的な生活方式の導入及び青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な無利子の資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を創設するものである。

（3）この無利子の資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けの事業は、沿岸漁業従事者等に対する資金の供給という単なる金融措置にとどまるものではなく、沿岸漁業従事者等に対し必要な普及指導を併せ行うことにより沿岸漁業の経営の改善、生活の改善、青年漁業者等の養成確保等を促進しようとするものであり、水産業改良普及組織等による積極的な普及指導等が行われてはじめてこの制度の目的の達成が可能となるものである。すなわち、本制度は、水産業改良普及組織等による沿岸漁業の経営等の面における普及指導活動との密接な関連の下に必要な資金を供給することにより、その普及指導活動の経済的裏付けとなるという側面をも有するものである。

（4）この沿岸漁業改善資金の貸付けについては、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」とい

う。)において、バイオ燃料の生産の拡大等を図り、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的として、償還期間の特例が定められている。

2 また、この沿岸漁業改善資金の貸付けについては、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）において、沿岸漁業従事者等のほか、沿岸漁業従事者等に認められている範囲内で、沿岸漁業従事者等以外の者にも償還期間及び据置期間を延長して貸付けを行うことができるため、これらの者に対する貸付けを通じ、沿岸漁業の経営の改善を図ることを目的とする。

第2 対象となる沿岸漁業

第1で述べた趣旨の下にその対象を沿岸漁業に限定しているが、具体的には、次に掲げる漁業とされている（法第2条第1項）。

- (1) 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

(1)の政令で定める小型の漁船は、無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）とされた（沿岸漁業改善資金助成法施行令（以下「令」という。）第1条）。

また、この法律の沿岸漁業のうちには、内水面漁業が含まれるので、留意されたい。

なお、沿岸漁業改善資金の借受主体となり得るのは、沿岸漁業従事者等（法第3条第1項）、すなわち、このような沿岸漁業を営む者等のほか、認定中小企業者（農商工等連携促進法第14条第1項）及び促進事業者（六次産業化法第11条第1項）であるが、これについては、具体的には第3の2の沿岸漁業改善資金の借受主体の項及び第4の各資金ごとの借受主体の項によられたい。

第3 沿岸漁業改善資金の貸付け

1 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の3種であり、それぞれ次のとおりとされている。

- (1) 「経営等改善資金」とは、経営等改善措置（沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するために必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第2項）。
- (2) 「生活改善資金」とは、生活改善措置（沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するために必要な資金で令第3条に定めるものである（法第2条第3項）。
- (3) 「青年漁業者等養成確保資金」とは、青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。以下同じ。）を実施するために必要な資金で令第4条に定めるものである（法

第2条第4項）。

2 沿岸漁業改善資金の借受主体

(1) 沿岸漁業改善資金の借受主体は、次に掲げるとおりとされている。

ア 沿岸漁業従事者等

沿岸漁業改善資金の借受主体である沿岸漁業従事者等は、沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者であつて（法第3条第1項）、それぞれ次のとおりであり、更に資金種類ごとの借受主体は第4に定めるとおりである。

まず、「沿岸漁業の従事者」（法第3条第1項）とは、沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業の労働に従事する者をいい、「沿岸漁業の従事者の組織する団体」（法第3条第1項）とは漁業協同組合、漁業生産組合その他の沿岸漁業の従事者の組織する団体をいう。

更に、「その他政令で定める者」とは、沿岸漁業を営む会社であつて、その常時使用する従業者の数が20人以下のものをいう（令第5条）。

イ 認定中小企業者

沿岸漁業改善資金の借受主体である認定中小企業者は、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその構成員が同条第2項第2号ハに掲げる措置を行う者をいう。

なお、次に掲げる場合については、借受主体となることはできない。

ア) 金融保険業を営む場合

イ) 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6箇月を経過していない場合

ウ) 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合

エ) 許認可及び登録等を必要とする業種であるにもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

オ) その他都道府県知事が借受主体として不適切と認める場合

ウ 促進事業者

沿岸漁業改善資金の借受主体である促進事業者は、六次産業化法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員又は出資者を含む。）に係る同条第4項第3号に掲げる措置を行う同項に規定する者をいう。

なお、次に掲げる場合については、借受主体となることはできない。

ア) 金融保険業を営む場合

イ) 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6箇月を経過していない場合

ウ) 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し金融斡旋業等を営む第三者が介在する場合

エ) 許認可及び登録等を必要とする業種であるにもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

オ) その他都道府県知事が借受主体として不適切と認める場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けは、これらの者のうち、「沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資する」（法第1条）というこの法律の窮極の目的に沿って、当該資金の貸付け内容に係る事業等を適正に実施することが認められるものに対し行われることとなる（法第8条）。

従つて、例えば、遊漁者、いわゆる釣宿等の経営を専らとしている者、臨時的に内水面漁業に携わる者等は、沿岸漁業改善資金の借受主体とはならない。ただし、沿岸漁業を営みつつ、兼業としてこれらの事業を営んでいる者は、当該沿岸漁業の経営に係る部分については、借受主体となるので、念のため申し添える。

(3) 法人格のない団体が借受主体となるためには、その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の社会関係において人格なき社団としての実体を有することが必要である。

なお、このような要件のほかこの制度の趣旨からみて、その名称のいかんを問わないが、沿

岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的とする目的機能集団で実体的活動を現に行っており、しかもその規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであることが必要である。このような借受資格は、都道府県の定める貸付規程において明らかにするものとする。

- (4) なお、借受者の選定に当たっては、この制度の趣旨に即して、資金借受けの必要な者に適切に貸付けられるようにする必要があり、その際、貸付資金枠に限りがある場合もあるので、一般的に資金調達が困難であると考えられる零細な沿岸従事者等に対し、重点的に貸付けが行われるよう十分配慮するものとする。

3 沿岸漁業改善資金の貸付けの条件

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付金の限度額は、それぞれの資金種類ごとに沿岸漁業改善資金助成法施行規則（以下「規則」という。）第1条から第3条までに定めるとおりであり、都道府県は、貸付けの都度、規則に定められた範囲内で、かつ、貸付内容に係る事業等を適正に実施するに当たり実際に要する費用の額を限度として、当該貸付けに係る貸付金額を定めるものとする。また、貸付資金枠には限度があることでもあり、特定の者に貸付けが集中することは適当でないので、都道府県の定める貸付規程において1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者又は1促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付額の合計額につき貸付けの限度額を定めるものとする。

また、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情勢にあつて、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担い手の育成が求められていることに鑑み、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として水産庁長官が定めるものに対して配慮するものとする。

- (2) 償還期間は、10年を超えない範囲内で、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの資金種類ごとに、令第2条から第4条までに定めるとおりである（法第5条第2項）。

据置期間は、3年を超えない範囲内で、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの資金種類ごとに、令第2条及び第4条に定めるとおりである（法第5条第3項）。

ただし、下表の左に掲げる場合にあっては、それぞれ右に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸 付 内 容	償還期間及び据置期間
農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	償還期間は12年を超えない範囲内、据置期間は5年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号。以下「農商工等連携促進法施行令」という。）第4条第1項に定めるとおり。
農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	償還期間は12年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号。以下「農林漁業バイオ燃料法施行令」という。）第6条第1項に定めるとおりであつて、据置期間は、3年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、令第2条及び第4条に定めるとおり。
六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	償還期間は12年を超えない範囲内、据置期間は5年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号。以下「六次産業化法施行令」という。）第4条第1項に定めるとおり。

また、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又は

その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者が、東日本大震災の後令和5年3月31日までに貸付けを受ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金については、下表の左に掲げる場合にあっては、それぞれ右に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間及び据置期間
法第2条第2項から第4項までに定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第115条の規定により償還期間は13年を超えない範囲内、据置期間は6年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）第7条第3項の規定により読み替えて適用する令第2条から第4条までに定めるとおり。
農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第122条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内、据置期間は8年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第13条第5項の規定により読み替えて適用する農商工等連携促進法施行令第4条第1項に定めるとおり。
農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第123条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第14条第4項の規定により読み替えて適用する農林漁業バイオ燃料法施行令第6条第1項に定めるとおり。
六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第126条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内、据置期間は8年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第17条第5項の規定により読み替えて適用する六次産業化法施行令第4条第1項に定めるとおり。

これらに定める償還期間及び据置期間は、最長の期間であるから、その範囲内で、都道府県の実態に即し、かつ、借受者の償還能力等の個別事情も十分勘案し、期間を短縮することは差し支えない。

なお、生活改善資金には、その資金の性格に鑑み、据置期間を設けることはできないこととされているので留意されたい。

- (3) 償還金の支払の方法は、均等年賦支払の方法（ただし、当該償還金に係る（2）の償還期間が1年以内であるものについては一時払の方法）によるものとする。

4 担保又は保証人

- (1) 借受者は連帯保証人を立てるか、又は担保を提供しなければならない（法第6条）。
- (2) 連帯保証人は、借受者が団体である場合には、次に掲げる者のうち、当該借受けによって受益する者になることが望ましい。
- ア 借受者が沿岸漁業従事者等である場合のその構成員たる沿岸漁業の従事者
- イ 借受者が認定中小企業者又は促進事業者である場合のその構成員
- (3) 担保の対象物件は、借受人が沿岸漁業改善資金を借り受けることによって取得した物件を優先することが望ましいが、債権管理の要請にも配慮することとする。

5 貸付資格の認定

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあっては農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を、農林

漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を含む。以下「事業計画」という。)を作成し、これを、個人にあつては氏名及び住所、会社その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した認定申請書に添付して都道府県知事に提出し、貸付資格の認定を受けなければならない(法第7条第1項及び規則第4条)。

(2) 事業計画に記載する事項は、次のとおりである(法第7条第2項)。

ア 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期

イ 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法

(3) 都道府県知事は、申請者が経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施することにより、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善、沿岸漁業従事者等の生活の改善又は近代的な経営方法若しくは技術を実地に習得する見込みがあると認められる場合は、沿岸漁業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

6 貸付けを行う融資機関

(1) 経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金については、都道府県から直接貸し付けられるもののほか、次に掲げる者(以下「融資機関」という。)からも貸付けが行われる(法第3条第2項及び令第6条)。

ア 農林中央金庫

イ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合

ウ 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

エ 銀行

オ 信用金庫

(2) 融資機関が行う経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けの条件等(貸付金の限度額、貸付金の利率、償還期間及び据置期間、期限前償還、支払の猶予並びに違約金)は、都道府県から直接貸し付けられる場合と同じであり、また、同様に都道府県知事から貸付資格の認定を受けなければならない(法第12条第2項)。

(3) 融資機関が経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金を漁業者等へ貸し付ける場合、都道府県は融資機関に過度の負担を負わせることのないよう配慮すること。

7 都道府県の融資機関への貸付け

(1) 都道府県が法第3条第2項の規定により融資機関に貸し付ける資金(以下「都道府県貸付金」という。)は無利子とされ、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は次のとおりである(法第12条第1項及び令第8条第1項)。

ア 償還期間は、11年(4年以内の据置期間を含む。)以内とすること。

イ 融資機関は、都道府県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとする。

ウ 融資機関は、都道府県知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認められる場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めるときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(2) また、融資機関が法の定めるところにより償還金の支払を猶予したときの都道府県貸付金に係る償還金の履行期限については、融資機関に不測の負担を負わせることのないよう、その延長ができるようにしている(令第8条第3項)。

8 都道府県による貸付け

(1) 都道府県から経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書と併せて貸付申請書を都道府県知事に提出するものとする(法第7条第1項)。

(2) 都道府県は、貸付資格の認定の審査と貸付けの審査を一体的に行い、その結果を申請者に通

知するものとする。

9 融資機関による貸付け

- (1) 融資機関から経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書を都道府県知事に、借入申込書を融資機関に提出するものとする。この場合、都道府県知事宛ての貸付資格の認定申請書には、融資機関に提出した借入申込書の写しを添付するものとする（法第12条第2項において準用する法第7条第1項）。
- (2) 都道府県は、貸付資格の認定をしたときは、当該認定に係る者が経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする融資機関にその旨を通知するものとする。
- (3) 都道府県は、(2)の融資機関から都道府県貸付金の貸付申請があったときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当と認めたときは、都道府県貸付金を当該融資機関に貸し付けるものとする（法第3条第2項）。

10 貸付資格の認定申請手続

- (1) 都道府県に対する法第7条の貸付資格の認定申請手続は、貸付けを受けようとする者が、認定申請書に、事業計画及び貸付申請書（融資機関から貸付けを受けることを希望する者にあつては、借入申込書の写し）その他都道府県知事が必要と認める書類を添え、これをその者（申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農工商等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。以下同じ。）の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合であつて、第6の(2)により事務の再委託を受けたものを經由して行うものとする。漁業協同組合は、当該申請に係る貸付け申請書（事業計画を含む。以下同じ。）を当該申請に係る貸付けを受けようとする者の住所地をその管轄区域内に含む都道府県の水産事務所等（都道府県の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

なお、都道府県が必要と認めるときは、上記以外の漁業協同組合、市町村又は漁業協同組合連合会を經由させ、又は直接に水産事務所等又は都道府県の沿岸漁業改善資金の担当課（以下「資金担当課」という。）に提出させることとして差し支えない。

- (2) 都道府県は、必要に応じ、例えば、水産事務所等ごと又は2以上の水産事務所等をまとめてブロックごと、場合によっては、当該都道府県の区域を一円として、水産事務所等の職員、水産業普及指導員、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う都道府県の職員（以下「男女共同参画等担当職員」という。）、水産試験場等の職員又は市町村、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の関係者を構成員とする沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとし、この運営協議会においては沿岸漁業改善資金の貸付けの適否等について協議の上、その意見、参考資料等を貸付申請書に添えて、都道府県の資金担当課に提出するものとする。

なお、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、中小企業の経営状況等に一定の知見を有する都道府県及び市町村の中小企業担当部局等の職員、また、必要に応じ中小企業診断士等を運営協議会の構成員に加えることができるものとする。

- (3) 都道府県は、運営協議会の意見等を参しゃくして、必要に応じ、資金担当課、水産業改良普及担当課等との協議の上、法第8条の趣旨に即して貸付けの決定を行うものとする。なお、この場合において、資金担当課、水産業改良普及担当課等その他の関係機関による沿岸漁業改善資金の貸付方針、運営管理等に係る協議及び貸付審査のための運営会議を設置し、協議体制を整備することが望ましい。
- (4) 都道府県は、沿岸漁業改善資金の借受けを希望する沿岸漁業従事者等が漁業協同組合の構成員でない場合であっても、その住所地をその地区内に含む漁業協同組合を通じて円滑に貸付申請書の提出ができるよう、十分指導するものとする。

11 期限前償還

資金の貸付内容に係る事業等が貸付けの趣旨に即して適正に実施されること及び貸付金の償還が計画どおりに着実に実行されることを担保する措置の一つとして貸付金の目的外使用等の

場合には、都道府県は借受者の期限の利益を失わせ、期限前償還を請求できることとされている（法第9条）。

12 支払の猶予

- (1) 借受者の償還能力に不測の変動が生じた場合には、都道府県は償還金の支払を猶予することができる（法第10条）。この都道府県が支払の猶予をなし得るやむを得ない理由は、災害のほか、一般的に借受者の償還能力に影響を及ぼす度合の強いと見られる借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷である（令第7条）。災害には、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害のほか、火災及び盗難等も含まれる。

なお、法第10条及びこれに基づく令第7条の規定は、この制度を円滑に運営するためには、償還金を確保することが前提条件であることにかんがみ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6の履行延期の特約等の規定の適用範囲を災害等必要最小限の場合に限定したものである。

従って、災害その他令第7条に規定された事由以外の事由により支払猶予することはできない。この支払猶予の理由に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められないときには、支払猶予を行わないことはいうまでもない。

- (2) 支払猶予の申請は、借受者が支払猶予申請書に都道府県の指定する証明書を添え、[10](#)の(1)及び(4)に準じて都道府県に提出して行うものとする。

13 違約金

貸付金の確実な償還を担保するため、違約金の規定を設けている（法第11条）。

第4 各資金の趣旨、借受主体、貸付内容等

1 経営等改善資金

- (1) この資金は、第1の趣旨で述べた状況の下におかれている沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善のために、まだ普及度も十分でない近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を行い、又は生業的な経営においてはともすればその導入が滞りがちな漁ろうの安全若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことを助長するためのものである。

- (2) この資金の借受主体は、(1)の趣旨に鑑み、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

資 金 の 種 類	借 受 主 体
1 令第2条の表の第1号に掲げる資金（以下「操船作業省力化機器等設置資金」という。）	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者
2 同表の第2号に掲げる資金（以下「漁ろう作業省力化機器等設置資金」という。）	1と同じ。
3 同表の第3号に掲げる資金（以下「補機関等駆動機器等設置資金」という。）	1と同じ。
4 同表の第4号に掲げる資金（以下「燃料油消費節減機器等設置資金」という。）	1と同じ。
5 同表の第5号に掲げる資金（以下「新養殖技術導入資金」という。）	1と同じ。
6 同表の第6号に掲げる資金（以下「資	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組

源管理型漁業推進資金」という。)	合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者
7 同表の第7号に掲げる資金（以下「環境対応型養殖業推進資金」という。）	6と同じ。
8 同表の第8号に掲げる資金（以下「乗組員安全機器等設置資金」という。）	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
9 同表の第9号に掲げる資金（以下「救命消防設備購入資金」という。）	8と同じ。
10 同表の第10号に掲げる資金（以下「漁船転覆防止機器等設置資金」という。）	8と同じ。
11 同表の第11号に掲げる資金（以下「漁船衝突防止機器等購入等資金」という。）	8と同じ。
12 同表の第12号に掲げる資金（以下「漁具損壊防止機器等購入資金」という。）	8と同じ。
13 同表の第13号に掲げる資金（以下「特認資金」という。）	8と同じ。

（3）操船作業省力化機器等設置資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁船の操船作業の省力化を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、自動操だ装置、遠隔操縦装置、サイドスラスター、レーダー、自動航跡記録装置又はGPS受信機の設置について行われることとされた。

ただし、自動操だ装置、遠隔操縦装置又はサイドスラスターの設置に係る漁船が、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が同法第5条第1項第3号の臨時検査、同項第1号の定期検査又は同項第2号の中間検査（以下「臨時検査等」という。）を受け、これに合格することを貸付けの条件として、当該機器等に係る漁船が同法第2条第1項の適用のない漁船であるときには、当該機器等が同法第6条第3項の予備検査を受け、これに合格すること又は当該機器等に係る船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の6の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けることを貸付けの条件として、この資金の貸付けを行うこととされた。

（4）漁ろう作業省力化機器等設置資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁ろう作業の省力化を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、動力式つり機、ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機、巻取りウインチ、放電式集魚灯、漁業用クレーン、漁獲物等処理装置、海水冷却装置、海水殺菌装置、漁業用ソナー、カラー魚群探知機又は潮流計の設置について行われることとされた。

（5）補機関等駆動機器等設置資金は、令第2条の表の第1号及び第2号に規定する機器等、具体的には（3）及び（4）の機器等を駆動し、又は作動させるための機器等の導入を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。以下同じ。）又は油圧装置の設置について行われることとされた。

ただし、補機関及び（3）の機器等を駆動し、又は作動させるための油圧装置を設置する場

合にあつては、（３）のただし書の例によることとする。

- （６）燃料油消費節減機器等設置資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、燃料油の消費が節減される機器等の導入を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、漁船用環境高度対応機関、定速装置又は発光ダイオード式集魚灯の設置について行われることとされた。

ただし、漁船用環境高度対応機関又は定速装置を設置する場合にあつては、（３）のただし書の例によることとする。

- （７）新養殖技術導入資金の貸付内容は、当該導入に係る養殖技術により養殖を行うのに必要な養殖施設の設置費用、種苗の購入又は生産費用、餌料の購入費用等である。
- （８）資源管理型漁業推進資金は、水産資源の適正な管理の下で当該水産資源の合理的かつ総合的な利用を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置について行われることとされた。
- （９）環境対応型養殖業推進資金は、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を推進するための資金であり、この資金の貸付けは、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の設置、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置及びこれらに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置について行われることとされた。
- （１０）乗組員安全機器設置資金は、乗組員の生命又は身体の安全の確保に資するための資金であり、この資金の貸付けは、転落防止用手すり、安全カバー装置（漁船の乗組員が機器等へ巻き込まれることを防止するため、露出した作動部分等を覆うためのカバー等をいう。）又は揚網機安全装置（揚網機に体を巻き込まれた際に、緊急に停止し、体を取り外すことができる装置をいう。）又は船上トイレの設置について行われることとされた。
- （１１）救命消防設備購入資金は、海難等の非常時に備え、救命設備又は消防設備を導入するための資金であり、この資金の貸付けは、救命胴衣、消火器、イーパブ若しくはレーダートランスポンダであつて、船舶安全法第６条の５第１項の型式承認（以下「型式承認」という。）を受け、同項の検定（以下「検定」という。）に合格したもの又は小型漁船緊急連絡装置の購入に限り、行われることとされた。
- （１２）漁船転覆防止機器等設置資金は、漁船内の漁獲物の移動、漁船内への海水の侵入等による漁船の転覆又は沈没を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、漁獲物の横移動防止装置（魚そう内の仕切りをいう。）又は甲板下の魚そう（甲板上の魚そうを廃し、これに代えて設置するものに限る。以下同じ。）の設置について行われることとされた。
- ただし、甲板下の魚そうの設置が漁船の外板に開孔を設けて行うものである場合には、当該設置に係る漁船が船舶安全法第２条第１項の適用のある漁船であるときには、臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件として、当該設置に係る漁船が同項の適用のない漁船であるときには、準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けることを貸付けの条件として、この資金の貸付けを行うものとする。
- （１３）漁船衝突防止機器等購入等資金は、近年の沿岸漁場に係る海域における船舶の航行のふくそう化にかんがみ、こうした海域で操業する漁船の衝突を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、レーダー反射器（レーダー使用中の他の船舶に対し、自船の位置を明確に把握させるための装置をいう。）又は無線電話（その出力が５ワット以下のものに限る。）の購入又は設置について行われることとされた。

この資金の貸付けに当たっては、その趣旨にかんがみ、特に船舶航行がふくそうする海域に

において操業する者に対し、優先的に貸付けが行われるよう配慮するものとする。

- (14) 漁具損壊防止機器等購入資金は、敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。）の購入について行われることとされた。

- (15) 経営等改善資金の貸付けに当たっては、水産業普及指導員（これが置かれていない都道府県にあっては、これに代わるべき水産指導機関又は水産試験研究機関）との連携を密にすることはもちろんのこと、経営等改善資金のうちには、同時に、一般に船舶の安全にかかわる側面を有するものもあることから、漁船の安全の確保に係る機器等の設置又は購入についての貸付けの判断に先立ち、都道府県は、当該都道府県の区域を管轄区域とする地方運輸局に対し、当該機器等の導入が漁船の安全の確保に資するものであること又は漁船の安全を損なうものでないことを確認するため、意見を求めることとされたい。

この場合において、都道府県は機器等の種類、当該機器等を設置する漁船の種類ごとに、あらかじめ、一括して意見を求めておくこととして差し支えない。

なお、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けて行う機器等の設置に関する船舶安全法上の検査は当該漁船による漁業操業をも考慮して、速やかに行うことについて国土交通省と了解済みであるが、地方運輸局等の検査事務上の都合もあり、十分余裕をもって検査申請を行うことが望ましいので、念のため申し添える。

2 生活改善資金

- (1) この資金は、漁家の生活環境が都市等に比べ著しく立ち遅れている状況にあり、このことが後継者難等の一因ともなっており、ひいては労働力不足とも関連して主婦等の労働過重といった問題を生じていることにかんがみ、男女共同参画等担当職員の活動と密接な関連の下に、沿岸漁業の従事者による合理的な生活方式の導入を通ずる自主的な生活の改善を促進しようとするものである。

- (2) この資金の借受主体は、令第3条の表の第1号に掲げる資金（以下「生活合理化設備資金」という。）及び同条の表の第2号に掲げる資金（以下「住居利用方式改善資金」という。）にあっては、沿岸漁業の従事者である。同条の表の第3号に掲げる資金（以下「婦人・高齢者活動資金」という。）にあっては、沿岸漁業の従事者の組織する団体である。この場合において沿岸漁業の従事者の組織する団体とは、この資金創設の趣旨からして、婦人又は60歳以上の高齢者であって現に沿岸漁業に従事しているものがその構成員の過半を占めている団体である。

- (3) 生活合理化設備資金は、生活の合理化に資する設備又は装置を設置するのに必要な資材の購入に必要な資金で、その貸付対象となる設備等については、令第3条の表の第1号に定めるもののほか、規則第2条第1項に定めるとおりである。なお、貸付対象とする設備等の選択に当たっては、都道府県において、技術的に確信を持てるものを採り上げるようにすべきである。

- (4) 住居利用方式改善資金は、家族関係の近代化又は家事労働の合理化に焦点を合わせて住居の利用方式を改善するのに必要な資金で、貸付けの具体的対象は、建築資材費（工事費及び住居利用の改善上不可欠な家具類の購入費を含む。）とする。この場合の家具類としては、電気器具類で漁村において長期の信用販売制が確立しているものは、原則として対象としない。また、家具類購入のみを分離して行うことは適当でない。

この資金の目的に沿った住居の利用方式の改善の事例としては、既存の家屋の内部を改造して独立した寝室や子供部屋を整備したり、炊事場又は食事場を改善すること等が考えられる。

また、住宅の新增築は、この資金の貸付対象とはしないが、住居の利用改善上、やむを得ず、部分的に増築にわたることは貸付けの対象として差し支えない。なお、すでに住宅金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）の貸付けを受けている者が、公庫資金による工事と異なる部分についてこの資金を借り受けることは差し支えないが、公庫資金の融資残にこの資金を貸し付けることは適当でない。

- (5) 婦人・高齢者活動資金は、家族関係の円滑化を図る観点から、漁家の婦人又は高齢者が生きがいを持って自主的に共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動を助長す

るのに必要な資金で、貸付けの具体的対象は、機器等の設置費及びこれらの機器等を利用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、原材料費、資材費等）とする。ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用は、貸付けの対象としない。

なお、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の（3）のただし書及び同（11）の後段の規定の例によることとする。

- （6）この生活改善資金の運営に当たっては、法第8条第2項の規定に留意し、男女共同参画等担当職員の指導の下に、生活改善の必要性が高く、その意欲も盛んな沿岸漁業の従事者に対し呼び水として貸し付けられるようにすべきであり、特に、生活改善が沿岸漁業の経営の近代化と密接不可分な関係にあることにかんがみ、この資金の貸付けによる効果が漁業面にも現れることが期待できるような沿岸漁業の従事者に対し、優先的に貸付けを行うよう配慮すべきである。

3 青年漁業者等養成確保資金

- （1）この資金は、最近における沿岸漁業の従事者の減少及び高齢化の進行にかんがみ、沿岸漁業の今後の健全な発展を図るため、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が、近代的な沿岸漁業の経営を担当する者又は漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長しようとするものである。

- （2）この資金の借受主体は、令第4条の表の第1号に掲げる資金（以下「研修教育資金」という。）にあつては、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者又は漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者であり、同条の表の第2号に掲げる資金（以下「高度経営技術習得資金」という。）及び第3号に掲げる資金（以下「漁業経営開始資金」という。）にあつては、青年漁業者又はその組織する団体である。

この場合において青年漁業者とは、現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行っているか、又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者である。また、その年令はおおむね10代後半から30歳代までとするが、この範囲内で都道府県の貸付基準において具体的に定めるものとする。

青年漁業者の組織する団体とは、実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり、かつ、青年漁業者がその構成員の過半を占めているものである。

漁業労働に従事する者とは、現に漁業労働に従事している者のほか、現在は漁業労働に従事していないが、近く漁業労働に従事することが確実と見込まれる者をいい、その年令は、おおむね10代後半から40歳代までとするが、この範囲内で都道府県の貸付基準において具体的に定めるものとする。

その他の漁業を担うべき者とは、青年漁業者及び漁業労働に従事する者以外の者であつて、近代的な沿岸漁業の担い手となることを目指して向上の途上にある者であり、必要に応じ都道府県の貸付規程において具体的に定めるものとする。

- （3）また、漁業経営開始資金の借受主体は、青年漁業者又はその組織する団体とされているが、漁業労働に従事する者であつて、かつ、同時に青年漁業者に該当する者もあり、このような漁業労働に従事する者については、青年漁業者としては、おおむね10代後半から40歳代までの漁業労働に従事する者を含めることとして差し支えない。
- （4）青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、この制度が水産業改良普及事業との連携によって十分な目的達成が可能となるということにかんがみ、水産業普及指導員（これが置かれていない都道府県にあつては、これに代わるべき水産指導機関又は水産試験研究機関）による密接な指導の下に行うよう留意されたい。
- （5）青年漁業者等養成確保資金の貸付内容は次のとおりとする。
- ア 研修教育資金にあつては旅費、教材費、授業料、視察費等とする。
- イ 高度経営技術習得資金にあつてはパソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費等とする。

ウ 漁業経営開始資金にあつては、漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費とする。ただし、土地の購入費用及び次に掲げる経営に該当する場合における漁船の建造及び取得費用は、対象外とする。

(ア) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営であつて、漁船を承継するもの

(イ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営

なお、漁船に係る資金の貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であつても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

また、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の（3）のただし書及び第4の1の（11）の後段の規定の例によることとする。

第5 特別会計の設置

（1）都道府県が法第3条第1項及び第2項の事業を行う場合には、他の一般の歳入歳出と区分するため、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならない（法第13条）。

（2）この特別会計の設置は、法第13条第1項において義務づけられ、その根拠が与えられているので、都道府県の条例の制定を要しない。

（3）特別会計の歳入歳出の経理は、貸付勘定及び業務勘定に区分して行うこととされているが（令第9条）、各勘定において経理すべき歳入歳出の内容は別表のとおりとし、貸付勘定においては、沿岸漁業改善資金の経理状況が明らかになるようにするものとする。なお、この勘定区分を定めるほかは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第14条から第16条の2までの規定によるものとする。

（4）特別会計における運用益の使途について

特別会計に属する資金の預託に係る利子収入は、同特別会計の業務勘定で経理するものとするが、この運用益の使途については、今後貸付資金の財源造成を行う必要があるので、これを極力貸付勘定に繰入れ、貸付額の増大を図るものとする。

なお、この場合は次の事項に留意されたい。

ア 業務勘定から貸付勘定への繰入れに伴う貸付勘定の経理は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれごとに内訳を明らかにしておくこと。

イ 貸付勘定へ繰り入れられた後においては、再び業務勘定への繰戻しは行わないこと。

ウ 貸付勘定への繰出しは、前年度までに発生した運用益をもって充て、その額は万円単位で行うこと。なお1万円未満の端数は、当年度に発生した運用益とともに業務勘定で保留し次年度へ繰り越すものとする。

エ 運用益は、資金造成に当たっての国庫補助の対応都道府県費として使用しないこと。

第6 事務の委託

（1）沿岸漁業改善資金の貸付け、期限前償還及び支払猶予の決定は、都道府県が自ら行うものとするが、この事業が融資に関する各種の事務手続を含むものであることから、借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全・管理の適正な運営の確保等の要請を考慮し、貸付事業に係る事務の一部を水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は農林中央金庫に対し、委託することができる（法第14条、令第11条）。

この委託事務の内容は、法第3条第1項及び第2項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務であるが（令第10条）、具体的には、債権者管理カード等による整理把握、償還金の支払の督促、保証人の追加若しくは交替又は、担保の追加若しくは変更、期限前償還の連絡等の事務であり、都道府県と信漁連、漁協又は農林中央金庫との間の委託契約にお

いてその内容を定めるものとする。

- (2) 都道府県から事務委託を受けた(1)の信漁連又は農林中央金庫は、自己の責任において、それぞれ水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(信漁連にあっては、その構成員となっている者に限る。)に再委託することができる。ただし、法第3条第2項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務は、当該債権に係る融資機関である漁業協同組合には再委託することができない。
- (3) (1)及び(2)により委託又は再委託できる事務には金銭の出納に関する事務は含まれないが、資金の交付及び償還金の受領等の公金の取扱いに関する事務は、都道府県における公金の取扱いに関する一般の原則に従い、それぞれ事務の委託又は再委託の相手方に対して取り扱わせしめるものとする(地方自治法施行令第158条第1項、第165条の3第1項、第168条第3項)。

第7 国の助成

- (1) 都道府県が法第3条第1項又は第2項の事業を行う場合には、政府は、毎年度、予算の範囲内において、これに要する資金の一部を都道府県に対して補助することとなる(法第3条第1項及び第2項)。
この事業は、貸付けの事業であるので、この事業を継続するのに必要かつ適当な資金が都道府県に造成された後は資金が自己回転することを建前とするものである(法第3条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。))。
- (2) この政府が交付する補助金の額は、原則として都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する額であり、従って、補助率は3分の2となるが、都道府県間で国庫補助金の額に著しい不均衡が生ずるような場合には、一定の限度までの補助にとどめることされている(法第15条)。

第8 納付金の納付

- (1) 都道府県は、法第3条第1項及び第2項の事業を廃止した場合には、納付金を政府に納付しなければならない(法第16条)。
- (2) 法第3条第1項及び第2項の事業を廃止した場合における法第16条の規定による納付金のうち、廃止の際における貸付金の未貸付額に係るものは、その廃止の日から起算して3月以内に、廃止後において支払いを受けた貸付金の償還金に係るものは、その支払いを受けた償還金の歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに政府に納入しなければならない(令第11条)。
- (3) 法第16条に規定する納付金を令第11条に規定する期限までに完納しなかった場合は、当該期限の翌日から完納の日までの間、未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない(令第12条)。

別表（第5の（3）関係）

特別会計の歳入歳出の経理

1 貸付勘定

歳 入	歳 出
1 一般会計受入金 経営等改善資金受入金 生活改善資金受入金 青年漁業者等養成確保資金受入金 2 国庫受入金 経営等改善資金受入金 生活改善資金受入金 青年漁業者等養成確保資金受入金 3 貸付金償還金 償還金 経営等改善資金償還金 生活改善資金償還金 青年漁業者等養成確保資金償還金 期限前償還金 経営等改善資金期限前償還金 生活改善資金期限前償還金 青年漁業者等養成確保資金期限前償還金 4 業務勘定からの受入れ 経営等改善資金 生活改善資金 青年漁業者等養成確保資金 5 前年度繰越金 計	1 貸付金 経営等改善資金貸付金 生活改善資金貸付金 青年漁業者等養成確保資金貸付金 2 予備費（決算上剰余金） 計

（注）融資機関に対する貸付けに関するものは、（ ）書内数で処理すること。

2 業務勘定

歳 入	歳 出
1 事務費充当費 一般会計受入れ 2 資金預託による利子収入 3 違約金収入 4 雑収入 5 前年度繰越金 計	1 管理指導費 2 事務委託手数料 3 貸付勘定への繰入れ 4 雑費 5 予備費（決算上剰余金） 計

（注）融資機関に対する貸付けに関するものは、（ ）書内数で処理すること。

貸 借 対 照 表

年 月 日

資産の部		資本の部	
(貸付勘定)		(貸付勘定)	
1 現金	××××	1 一般会計受入金	××××
2 預金	××××	経営等改善資金受入金	×××
3 貸付金	××××	生活改善資金受入金	×××
		青年漁業者等養成確保資金受入金	××
翌年度以降に回収すべき貸付金	×××	2 国庫受入金	
経営等改善資金貸付金	××	経営等改善資金受入金	×××
生活改善資金貸付金	××	生活改善資金受入金	×××
青年漁業者等養成確保資金貸付金	××	青年漁業者等養成確保資金受入金	××
当年度以前に回収すべき貸付金	×××	3 業務勘定からの受入金	
経営等改善資金貸付金	××	経営等改善資金受入金	×××
生活改善資金貸付金	××	生活改善資金受入金	×××
青年漁業者等養成確保資金貸付金	××	青年漁業者等養成確保資金受入金	××
計	××××	計	××××
(業務勘定)		(業務勘定)	
1 現金	×××	1 前年度繰越利益	×××
2 預金	×××	2 当年度利益	×××
		(当年度損失)	(△×××
計	××××	計	××××

(注) 融資機関に対する貸付けに関するものは、() 書内数で処理すること。

損 益 計 算 書

年 月 日から 年 月 日まで

収益の部		費用の部	
1 事業費充当金	×××	1 管理指導費	×××
一般会計受入れ	××	2 事務委託手数料	×××
2 資金預託による利子収入	×××	3 貸付勘定への繰入れ	×××
3 違約金収入	×××	4 雑費	×××
4 雑収入	×××		
収益計	××××	費用計	×××
		当年度利益	×××
		(当年度損失)	(△×××

(注) 融資機関に対する貸付けに関するものは、() 書内数で処理すること。